

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年10月10日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 小野 周一

記

1. 監査対象 子育て推進課の令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和5年7月14日から令和5年8月4日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
保育所負担金について、徴収権の消滅時効に係る事務処理において、一部関係法令等に基づいた処理となっていない。	保育所入所負担金における債権管理において、関係法令等に基づき適切に処理できるような事務処理方法を見直しました。